

第360回矢板市議会定例会

# 提出議案説明書

令和2年3月

矢板市

## 提出議案説明書

第360回矢板市議会定例会の開会にあたり、令和2年度予算案及び関連する諸議案のご審議をお願いするとともに、提案理由並びに市政運営についての所信を申し上げ、議員各位並びに

矢板市民の皆様のご理解と、一層のご協力を賜りたいと思います。

令和2年度の日本経済は、総合経済対策の円滑かつ着実な実施により、雇用・所得環境の改善が続き、経済の好循環が進展する中で、内需を中心とした景気回復が見込まれており、物価につきましても景気回復により需給が引き締まるなかで緩やかに上昇し、デフレ脱却に向けて前進していくものとされています。

栃木県内の経済情勢につきましても、緩やかに回復しつつあり、その先行きについては、海外経済の景気の下振れリスクや為替・原油価格の動向に加え、消費税率引き上げ後の消費者マインドの動向などの地域経済に影響を与える要因に留意する必要はあるものの、各種政策の効果や雇用・所得環境の更なる改善により、着実な景気回復に向かうことが期待されております。

矢板市の現状といたしましては、市税のうち固定資産税、軽自動車税などが増額となりますが、人口減少や景気動向指数悪化の影響により、個人市民税、法人市民税などが減少するため、市税全体では、減収となる見通しです。

一方で、国の地方財政計画において地方交付税が2.5%の増となっていることから、矢板市に交付される普通交付税は、前年度より増加するものと見込んでおりますが、少子高齢化の進行や、社会保障費が増え続けている状況の中で、柔軟性を

欠いた財政運営になっており、安定した市政運営を行うためには、依然として厳しい状況が続いております。

このような中で、平成28年1月に策定した「矢板市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（矢板市人口ビジョン）」及び「矢板市まち・ひと・しごと創生総合戦略（矢板市総合戦略）」並びに平成28年3月に策定した「第2次21世紀矢板市総合計画後期計画」に基づき、人口減少の抑制、人口減少社会への対応、及び持続可能なまちづくりの実現に向け、様々な施策を実施しております。

令和元年度においては、「矢板に安定した仕事を創る」ため、矢板南産業団地などへの企業誘致のほか、株式会社やいた未来による「道の駅やいた」の運営をスタートさせるなど、産業振興を図りました。また、「矢板に新しい人の流れを創る」ため、昨年4月に民設民営による「とちぎフットボールセンター」がオープンしたほか、令和3年3月の開通を目指しているスマートIC整備事業や、令和4年度に開催される「いちご一会とちぎ国体」でサッカーの会場となる矢板運動公園の整備を行う国民体育大会推進事業などに取り組み、各種の社会資本整備を進めました。

「矢板で結婚、出産、子育ての希望を叶える」ため、「矢板市子ども未来基金」を創設し、小中学校の子育て世代に対し、学校給食費や教材費の一部を補助する仕組みを作ったほか、小中学校全ての普通教室にエアコンを設置いたしました。

また、前年度から引き続き開催しました市民との懇談会につきましては、令和元年度は、子育て世代に特化した「やいた未来ミーティング」を行い、本市の課題などについて意見交換を行いました。寄せられた市民の皆様のご意見やご要望を市政に最大限に反映していきたいと考えております。

令和2年度におきましても、「子どもや孫が帰ってくるまちづくり」の実現のため、各種施策の優先順位について選択と集中を図りながら、定住人口の増加と市内経済の活性化に取り組み、「矢板創生」を実現してまいります。

つづきまして、令和2年度の当初予算の概要について申し上げます。

令和2年度の矢板市の一般会計と4つの特別会計、2つの企業会計についてですが、予算規模につきましては、当初予算の総額が233億7,560万円で、前年度の当初予算額と比較いたしまして8,210万円、0.4%の増となっております。

内訳としましては、一般会計は134億6,400万円、対前年度比4.3%の減、各特別会計につきましては、介護保険特別会計が31億4,010万円、国民健康保険特別会計が37億9,490万円、後期高齢者医療特別会計が3億9,540万円、ハッピーハイランド矢板排水処理事業特別会計が4,100万円で、特別会計の合計は73億7,140万円、対前年度比8.2%の減、水道事業会計は12億2,600万円、対前年度比2.9%の増、下水道事業会計は13億1,420万円で皆増となっております。

次に、令和2年度の主な施策につきまして、その概要を申し上げます。

まず、第一に、いつまでも健康でいきいきしているまちづくりの推進であります。市民同士が助け合いながら、安心して子どもを産み育てることができ、また、すべての市民が、いつまでも健康でいきいきと生活することができるための保健・

医療の充実、子育て環境の充実、高齢者福祉の充実等として、健康増進事業、子育て支援事業、地域福祉事業、高齢者社会参加促進補助事業、障害者総合支援事業などのほか、新たに、子育て総合支援拠点運営事業において、子育て総合支援拠点の整備・運営に係る経費を計上いたしました。また、障がい者権利擁護事業において、ひきこもりサポーター事業に係る経費を計上いたしました。

第二に、一人ひとりの笑顔が輝くまちづくりの推進であります。

矢板市の未来を担う子どもたちが、健やかでたくましく成長することができ、また、すべての市民が、いつまでも生きがいを持って社会に参加することができるための生涯学習の推進、学校教育の充実、生涯スポーツ活動の推進等として、地域コミュニティ推進事業、青少年活動推進事業、学校教職員配置事業、生涯スポーツ推進事業などのほか、新たに、国民体育大会推進事業において、矢板運動公園陸上競技場改修工事、矢板運動公園プール改修工事等に係る経費を計上いたしました。

第三に、豊かな自然を大切にすまちづくりの推進であります。

矢板市の水や空気や緑豊かな大地を大切に、循環型社会を形成するための環境にやさしいまちづくり、生活衛生環境の向上等として、廃棄物対策事業、合併処理浄化槽設置補助事業、河川維持事業などに係る経費を計上いたしました。

第四に、安心・安全で快適に暮らせるまちづくりの推進であります。

すべての市民が、安心・安全で快適にゆとりをもって暮らせるための定住基盤、道路・公園整備の推進、公共交通機能の充実、日常生活の安心確保として、定住促進補助事業、市道の新設改良事業、スマートIC整備事業、市営バス運行事業などのほか、新たに、橋りょう維持事業において、JR矢板駅構内人道橋点検に係る経

費を計上したほか、防災活動推進事業において、防災行政無線（同報系）戸別受信機工事に係る経費を計上いたしました。

第五に、活力と活気にあふれるまちづくりの推進であります。

矢板市の自然環境と調和した産業の振興、交通の利便性を活かした周辺地域との交流促進のための産業の振興等として、農林業においては、農業総務事務、県単農道整備事業、林業成長産業化地域創出モデル事業などのほか、新たに、森林経営管理事業において、集積計画作成のための調査・測量業務、森林整備・管理に係る経費を計上いたしました。

また、商工業及び観光の振興においては、商業等活性化支援事業、企業誘致推進事業、スポーツツーリズム推進事業などのほか、新たに、中小企業振興資金貸付事業において、中小企業創業支援資金融資利子補給に係る経費を計上いたしました。そのほか、観光PR事業において、日本遺産プロモーション事業費補助として、ハイウェイウォーカーへの掲載に係る経費を計上いたしました。

第六に、市民と行政が一体となったまちづくりの推進であります。

市政の情報公開を積極的に行い、市政に市民の意見が反映しやすいしくみをつくり、市民が中心となったまちづくりを推進するための市民が主体のまちづくりの推進、開かれた行政経営の推進等として、行政区活動事業、広報やいた発行事業などに係る経費を計上いたしました。

第七に、行財政基盤の安定したまちづくりの推進であります。

限られた財源と人員で、効率的で健全な財政運営を行い、多様化する市民のニーズに対応した行政サービスの向上を実現し、経営の効率化を進めるため、事務

事業の見直しを推進し、経費の節減に努めることといたしております。

外部人材の活用等として、地域づくり支援事業において、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有する市内の人材を、集落支援員として配置する事業に係る経費を計上いたしました。企画調整事業及びスポーツツーリズム推進事業において配置する地域おこし協力隊員と連携しながら、移住・交流の推進、集落の自主活動への支援にあたらせ、民間活力導入による市政運営に一層注力してまいります。

以上、市政運営についての私の所信と令和2年度予算案の概要について申し述べました。

令和2年度は、「第2次21世紀矢板市総合計画」及び「矢板市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の総仕上げの年度でございます。人口減少、少子高齢社会が進むなか、総合戦略が掲げる4つの基本目標や総合計画が定める5つの重点計画に即しながら、「子どもや孫が帰ってくるまちづくり」をさらに加速させるとともに、団塊の世代が75歳を迎える2025年問題への対応にも力を入れてまいりますので、議員各位並びに市民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、各議案について、提案の理由をご説明申し上げます。

今回の定例会に提出いたしました議案は、市長の専決処分事項承認1件、令和2年度当初予算7件、令和元年度補正予算3件、条例の制定3件、条例の一部改正11件、人事案件2件及びその他2件の計29件であります。

議案第1号 市長の専決処分事項承認については、専決第1号 令和元年度矢板市一般会計補正予算（第6号）であります。

令和元年10月12日から13日未明にかけて、本市付近を通過した台風19号による、大雨被害に係る災害復旧経費等で、歳入歳出にそれぞれ2億4,720万円を追加計上し、予算総額を153億9,580万円に補正したものであります。

まず、歳出についてご説明申し上げますと、民生費の温泉センター施設事業、農林水産業費の農業振興事業、土木費の土木総務管理費、災害復旧費の農地災害復旧費、農業用施設災害復旧費、道路橋りょう災害復旧費、河川災害復旧費及び都市施設災害復旧費に係る経費を追加計上いたしました。

これらに係る財源につきましては、分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金、繰入金及び市債を追加計上いたしました。

あわせて、地方債につきましても、所要の補正をしたものであります。

緊急執行を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったので、法の定めるところにより専決処分をいたしました。

#### 参 考 地 方 自 治 法（抜すい）

（専決処分）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。以下省略

2 省略

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

4 省略



議案第2号から議案第8号までの7議案については、それぞれ令和2年度の矢板市一般会計、各特別会計及び企業会計の予算案でございます。内容等につきましては、先ほど予算編成方針の主要な施策の概要で、ご説明申し上げたとおりでございます。

議案第9号 令和元年度矢板市一般会計補正予算（第7号）については、歳入歳出すべてについて検討を加え、過不足を精査のうえ、新たな財政需要に適切に対処することとして編成いたしました。

その結果、歳入歳出にそれぞれ350万円を追加計上し、予算総額を153億9,930万円に補正しようとするものであります。

以下、その概要について、歳出からご説明申し上げます。

まず、歳出について追加計上したものは、総務費における人事給与管理費及び企画調整費、民生費における介護保険特別会計繰入金及び児童福祉対策事業、土木費における道路新設改良費であります。

一方、減額した主なものは、総務費における参議院議員通常選挙費、栃木県議会議員選挙費等、民生費における老人保護措置事業、児童措置費、児童手当等給付費等、農林水産業費における農業総務費、農業振興事業、農業経営基盤強化促進対策事業等、商工費における工業振興費、土木費における橋りょう維持費、市営住宅整備事業等、消防費における防災活動推進事業、教育費における幼稚園振興費であります。

また、職員給与費等につきましても、退職手当負担金の調整を行いました。

なお、これらの財源につきましては、市税、地方特例交付金、国庫支出金、財産収入、寄附金及び市債を追加計上し、分担金及び負担金、県支出金、繰入金及び諸収入を減額いたしました。

あわせまして、繰越明許費及び地方債につきましても所要の補正をしようとするものであります。

議案第10号 令和元年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第3号）については、歳入歳出にそれぞれ33万円を追加計上し、予算総額を32億1,961万6千円に補正しようとするものであります。

歳入には、国庫支出金及び繰入金を追加計上し、介護保険料を減額いたしまして、歳出には、総務費を追加計上いたしました。

議案第11号 令和元年度矢板市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）については、歳入歳出からそれぞれ480万円を減額し、予算総額を7億3,554万6千円に補正しようとするものであります。

歳入には、国庫支出金及び市債を減額いたしまして、歳出には、下水道建設費を減額いたしました。

あわせまして、地方債につきましても所要の補正をしようとするものであります。

議案第12号 ハッピーハイランド矢板排水処理施設整備基金条例の制定について及び議案第14号 ハッピーハイランド矢板排水処理施設条例の制定については、ハッピーハイランド矢板排水処理施設を令和2年4月から市の施設として管理運営することに伴い、必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものであります。

議案第13号 矢板市空家等審議会条例の制定については、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく特定空家等に対する措置を行うにあたり、個人の財産権の制限等に関わる審議を行うため、委員の身分を明確にし、審議会運営の円滑化を

図る必要があることから、新たに条例を制定するものであります。

議案第15号 矢板市印鑑条例の一部改正については、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されたことなどに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第16号 矢板市監査委員に関する条例の一部改正については、地方自治法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第17号 矢板市職員定数条例の一部改正について及び議案第25号 公共下水道事業等の公営企業会計移行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正については、令和2年4月から公共下水道事業等が地方公営企業法適用により公営企業会計へ移行することに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第18号 矢板市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正については、会計年度任用職員制度が施行されることに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第19号 矢板市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正については、特別休暇である夏季休暇の取得期間を延長するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第20号 矢板市国民健康保険税条例の一部改正については、安定した国民健康保険事業運営を図ることを目的に、所得割額及び均等割額の見直しを行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第21号 矢板市特別会計条例の一部改正については、ハッピーハイランド矢板排水処理事業特別会計を設置すること及び公共下水道事業等が地方公営企業法適用により公営企業会計へ移行することに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第22号 矢板市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、基準府令となっている特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第23号 矢板市介護保険条例の一部改正については、介護保険法施行令の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第24号 矢板市営住宅条例の一部改正については、民法の一部が改正されたことに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第26号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、本市人権擁護委員であります岡本美代子氏が、令和2年6月30日をもって任期が満了となりますが、後任の委員に、同氏を再任することを最も適当と認め、その推薦について、法の定めるところにより、議会の意見を求めるものであります。

参 考 人権擁護委員法（抜すい）

（委員の推薦及び委嘱）

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 省略

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

以下省略

議案第27号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、本市人権擁護委員であります伊藤史展氏が、令和2年6月30日をもって任期が満了となりますので、後任の委員に、矢板市■■■■■、宮本道成氏をその候補者として推薦することを最も適当と認め、法の定めるところにより、議会の意見を求めるものであります。

参 考 人権擁護委員法（抜すい）省略

議案第28号 字の廃止及び字の区域の変更については、平成25年10月11日付け、栃木県農整第1-7号で計画決定のあった県営中山間高原（倉掛）地区土地改良（区画整理）事業の施行の結果、現況に符合しない区域が生じ、変更を必要とするため、法の定めるところにより、議会の議決を求めるものであります。

参 考 地方自治法（抜すい）

(市町村内の町又は字の区域)

第260条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

以下省略

議案第29号 市道路線の変更については、JR片岡駅東口駅前広場整備事業の完成に伴い、市道路線を変更したいので、法の定めるところにより、議会の議決を求めるものであります。

#### 参 考 道 路 法 ( 抜 す い )

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

以下省略

(路線の廃止又は変更)

第10条 第1項省略

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

以上が、本定例会に提出いたしました議案の概要であります。

何とぞ慎重ご審議のうえ、議決されますようお願いいたします。